

議第15号

平成28年度滋賀県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度滋賀県の病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

成人病センター	小児保健医療 セ ン タ ー	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
511床	100床	123床	734床

(2) 年 間 患 者 数

成人病センター	小児保健医療 セ ン タ ー	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
入 院 155,205人	27,375人	35,661人	218,241人
外 来 213,938人	45,538人	24,318人	283,794人

(3) 1日平均患者数

成人病センター	小児保健医療 セ ン タ ー	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
入 院 425人	75人	98人	598人
外 来 880人	187人	104人	1,171人

(4) 主要な建設改良事業

成人病センター病院整備事業

医療器具および備品購入

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 病 院 事 業 収 益		千円 21,728,900
	1 医 業 収 益	18,359,668
	2 医 業 外 収 益	3,137,132
	3 附 帯 事 業 収 益	232,100

支 出

款	項	金 額
1 病 院 事 業 費 用		千円 21,947,300
	1 医 業 費 用	21,017,102
	2 医 業 外 費 用	698,098
	3 附 帯 事 業 費 用	232,100

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,903,000千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 4,382,200
	1 企 業 債	4,307,300
	2 負 担 金	74,900

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 6,285,200
	1 建 設 改 良 費	4,484,939
	2 企 業 債 償 還 金	1,800,261

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
成人病センター病院整備事業 (成人病センター 西館改修その他工事)	平成29年度	767,629千円
成人病センター運営管理事業 (手術室・中央滅菌 室消毒滅菌業務)	平成29年度から 平成30年度まで	170,000千円
成人病センター運営管理事業 (患者給食業務)	平成29年度から 平成31年度まで	760,771千円
成人病センター運営管理事業 (病棟寝具賃借)	平成29年度から 平成31年度まで	47,817千円
小児保健医療センター運営管理事業 (病棟カーテン賃借)	平成29年度から 平成32年度まで	5,544千円
精神医療センター運営管理事業 (病棟寝具・被服賃借)	平成29年度から 平成32年度まで	44,924千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
成人病センター 病院整備事業費	千円 4,110,200	普通貸借または 証券発行	5.0以内%	借入日の翌日から5年以内 据え置き、30年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
小児保健医療セ ンター病院整備 事業費	146,600			
精神医療センタ ー病院整備事業 費	50,500			
計	4,307,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 10,072,969千円

(2) 交 際 費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化、医師派遣機能整備、地域看護職等の確保、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、94,388千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,270,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
工 具 器 具 お よ び 備 品	シングルプレーンシネアングロ	1
	X線CT装置	1

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造